

国民年金だよ



◆国民年金保険料は口座振替 がおすすめです。

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6ヶ月前納」、「1年前納」、「2年前納」もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書又は年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関又は、年金事務所へお申し出ください。

口座振替のほかに、クレジットカードによる納付も可能です。

クレジットカードでの納付の際にも、前納することができ、クレジットカードでの前納額は、

現金納付の時の前納額と同額となります。

ご利用するクレジットカードの利用限度額や有効期限にご注意ください。

◆納付書での支払ならPay 'easy（ページ）が便利 です。

Pay'easy（ページ）なら、お手持ちのスマートフォンやパソコンで、自宅や外出先から、夜間や休日でも納付ができます。

納付書の左側に記載されている「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」をPay'easy（ページ）対応のATM、インターネットバンキングまたはモバイルバンキングの画面に入力するだけで納付できます。

ただし、コンビニエンスストア内に設置されている複数の銀行に対応しているATMでは利用できませんのでご注意ください。

◆任意加入制度について

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望する

ときは、60歳以降でもご本人の申出により「60歳以上65歳未満」の5年間（納付月数480月まで）、国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。任意加入制度があります。ただし、申出のあった月からの加入となり、遡って加入することはできません。

【任意加入をする条件】

次の①～④のすべての条件を満たす方です。

①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方（60歳の誕生日の前日より任意加入の手続きをすることができず。）

②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方

③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方

④厚生年金保険、共済組合などに加入していない方

・年金の受給資格期間（10年）を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。

・外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。

任意加入の手続きについては、

年金事務所又は役場窓口へお問い合わせください。

◆年金相談・お手続きの際は、 ぜひ「予約」を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約が可能です。

①予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

②お申込の際は、基礎年金番号がわかる年金手帳や、年金証書などをご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-0514890」又はお近くの年金事務所へ電話・訪問時にお申込みください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話34-2121内線413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話0166-72-5002

